

高速道路株式会社法参照条文

道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2）5 略

（都道府県道の意義及びその路線の認定）

第七条 略

3 第一項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）の区域内に存する場合には、都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聞かなければならない。この場合において、当該指定市の長は、意見を提出しようとするときは、当該指定市の議会の議決を経なければならない。

4）7 略

（自動車専用道路の指定）

第四十八条の二 略

2 道路管理者は、交通が著しくふくそうし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれらのおそれがある道路（高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。）の区間内において、交通の円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図るために必要があると認めるときは、当該道路（まだ供用の開始がないものに限る。）又は道路の部分について、区域を定めて、自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。ただし、通常他に道路の通行の方法があつて、自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

3 略

高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（高速自動車国道の意義及び路線の指定）

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
 - 二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
- 2・3 略

首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

（首都圏整備計画の内容）

第二十一条 略

2 略

3 整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを定めるものとする。ただし、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められるときは、首都圏の地域外にわたり定めることができる。

一 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもの

イ 宅地の整備に関する事項

ロ 道路の整備に関する事項

ハ 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項

ニ 電気通信等の通信施設の整備に関する事項

ホ 公園、緑地等の空地の整備に関する事項

ヘ 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項

ト 河川、水路及び海岸の整備に関する事項

チ 住宅等の建築物の整備に関する事項

リ 学校等の教育文化施設の整備に関する事項

又 その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの

二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号へ及びトに掲げる事項

4・5 略

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）
（委員会の権限等）

第二十一条の八 略

2) 6 略

7 監査委員会を組織する取締役（以下「監査委員」という。）は、委員会等設置会社若しくはその子会社（当該委員会等設置会社が大会社である場合においては、連結子会社を含む。以下この項において同じ。）の執行役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができない。

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（権利の帰属）

第六十六条 次に掲げる社債（以下「振替社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第八十四条において「短期社債」という。）

イ 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

ホ 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

二 略

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（公務員の国外犯）

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

一 第一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪

二 第五十六条（虚偽公文書作成等）の罪

三 第九十三条（公務員職権濫用）、第九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第九十七条から第一百九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）の罪並びに第九十五条第二項の罪に係る第九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）
（外貨債務の保証）

第二条 略

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

一 日本政策投資銀行

二 国際協力銀行

三 削除

四 削除

五 地方公共団体

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人

ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 政府は、前項の規定によるほか、外貨債を失つた者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることができる。